### ●令和6年4月1日より適用される減算について

### (1) 虐待防止措置未実施減算

減算単位:所定単位数の1%を減算

対象事業:全サービス

### (2)業務継続計画未策定減算

減算単位:所定単位数の3%または1%を減算

対象事業:全サービス

### (3)情報公表未報告減算

減算単位:所定単位数の10%または5%を減算

対象事業:全サービス

# (1) 虐待防止措置未実施減算

・減算単位:所定単位数の1%

対象事業:全サービス

### 【算定要件】次の基準に適応していない場合に減算

- ① **虐待防止委員会を定期的(年1回以上)に開催する**とともに、その結果について 従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、**虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施する**こと
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

#### 【注意事項】

- ・<u>当該の措置は**虐待事例の有無に関わらず**実施する必要がある。</u>
- ・委員会や研修については実施したことが分かるよう、<u>記録や研修資料等を残しておくこと。</u>
- ・委員会は、身体拘束等の適正化に係る委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。
- ・虐待防止の研修として、身体拘束等の適正化を含めて行う場合は、虐待防止研修及び身体拘束等の適正化のための研修のいずれも実施したものとして差し支えない。

# (2) 業務継続計画未策定減算

• 減算単位:所定単位数の3%(※1)または1%(※2)

対象事業:全サービス

### 【算定要件】次の基準に適応していない場合に減算

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の**業務再開を図るための計画(業務継続 計画(BCP))を策定する**こと。
- ② 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずること。

【対象サービス】算定要件を満たさない場合、次のサービスを対象として減算する。

- (※1):療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、 宿泊型自立訓練、障害児入所施設
- (※2)(一部サービスは経過措置有):居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

## (2) 業務継続計画未策定減算

・ 当該減算についての減算未適用について

### 【注意事項】

令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害対策に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

当該減算についての経過措置について

#### 【注意事項】

次のサービスについては、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

#### 【対象サービス】

¦居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、 ¦居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着 ¦支援

# (2) 業務継続計画未策定減算

• 当該減算についての経過措置について(就労選択支援のみ)

### 【注意事項】

就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

• 減算の適用期間について

「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用する。

- (例) 生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導で未策定が判明した
  - ⇒ 令和6年4月分から減算の対象

### (3)情報公表未報告減算

• 減算単位:所定単位数の10%(※1)又は5%(※2)

•対象事業:全サービス

#### 【算定要件】障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に減算

- (※1):療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設
- (※2):居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)
- ・減算の適用期間について

情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、市において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象となる。